

第2次名張市ばりばり食育推進計画

食でもっと「まちじゅう元気!!」

名張市

目次

第1章	食育推進計画の概要	
1	計画の趣旨	1
2	基本理念	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置付け	2
第2章	名張市の食に関する状況	
1	人口・世帯の状況	3
2	健康の状況	4
3	食生活に関する状況	6
4	食を取り巻く状況	10
第3章	食育を推進する施策	
	施策の構成図	11
1	家庭における食育の推進	12
2	学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等における食育の推進	13
3	地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承	15
4	生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進	17
	目標値	19
第4章	食育推進に向けた体制	
1	多様な関係者の連携・協働の強化	20
2	積極的な情報提供	20
3	計画の進行管理	20
	持続可能な開発目標（SDGs）と第2次名張市ばりばり食育推進計画	21
[資料編]		
1	名張市ばりばり食育条例	22
2	名張市食育推進会議委員名簿	27
3	名張市食育推進庁内連絡会議設置要領	28
4	名張市食育推進庁内連絡会議名簿	30
5	策定過程	31

第1章 食育推進計画の概要

1. 計画の趣旨

食は、生きる上での基本であって、食育は、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものです。

国においては、平成17年に施行された食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的とした食育推進基本計画が平成18年に策定されました。

本市では、平成25年9月に名張市ばりばり食育条例が制定され、同条例に基づき、平成27年3月に「名張市ばりばり食育推進計画」を策定しました。食育についての基本理念を明らかにし、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、平成27年から5年間、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進してきました。食に関わる多くの人たちが食育の推進に取り組んできた結果、市民をはじめ関係する各分野において食育に対する意識の高まりが見られるものの、計画策定時の目標に達していない取組もみられます。

そのため、これまでの活動と本市における食育の課題を踏まえ、引き続き食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、「第2次名張市ばりばり食育推進計画」を策定するものです。

2. 基本理念

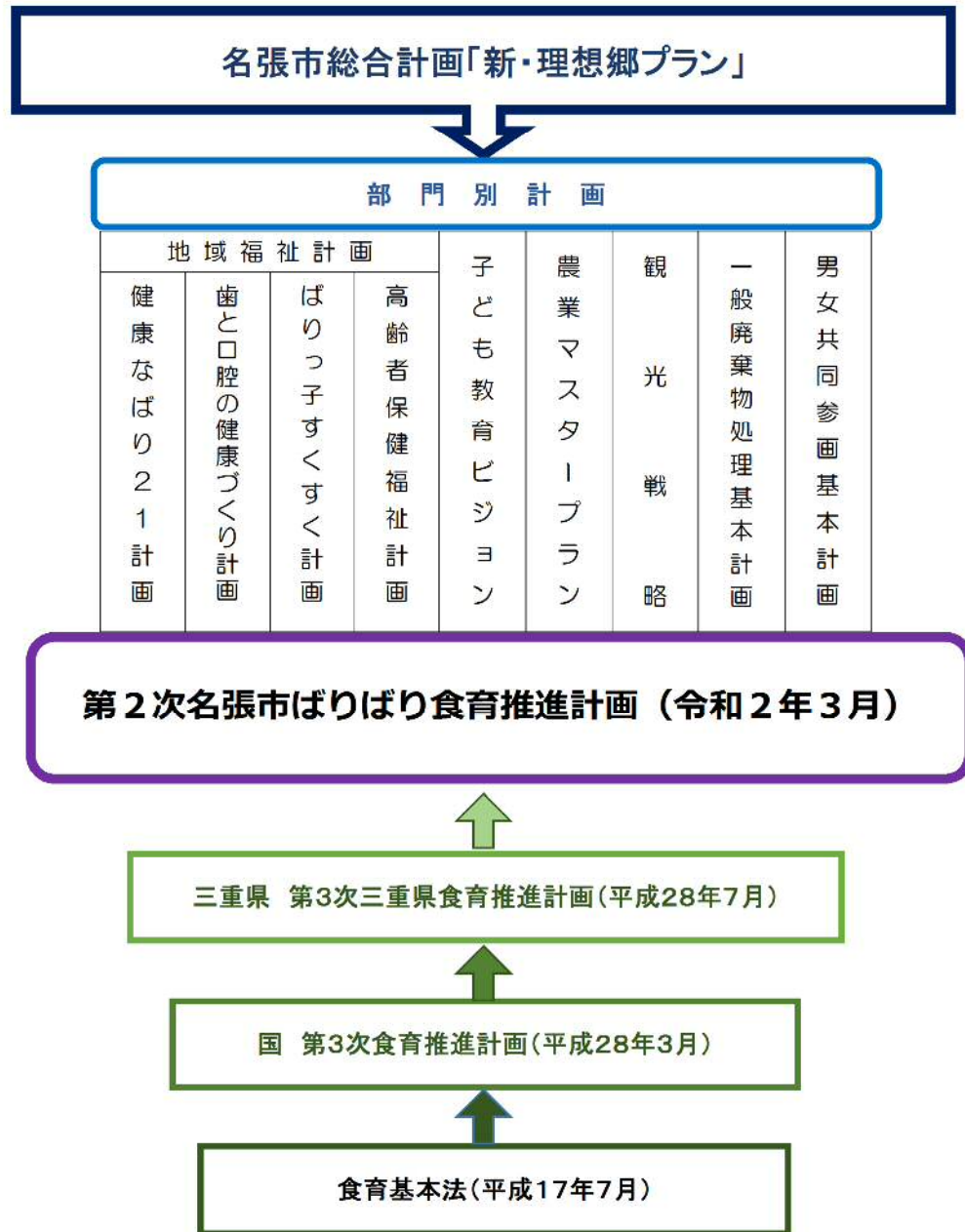
次に掲げる基本理念に基づき食育を推進します。

- (1) 食が市民の心身の健康を保持増進し豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝及び理解を深めること。
- (2) 家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識の下、家庭、学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会と場所を利用して相互理解を深めること。
- (3) 子どもたちに対し、心身の成長及び健康並びに人格形成に大きな影響を及ぼすことから、食育の推進に積極的に取り組むこと。
- (4) 伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図りながら、地産地消に取り組み、本市の産業振興、観光交流の促進及び農山村の活性化に資すること。
- (5) 食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めること。

3. 計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間とします。

4. 計画の位置付け



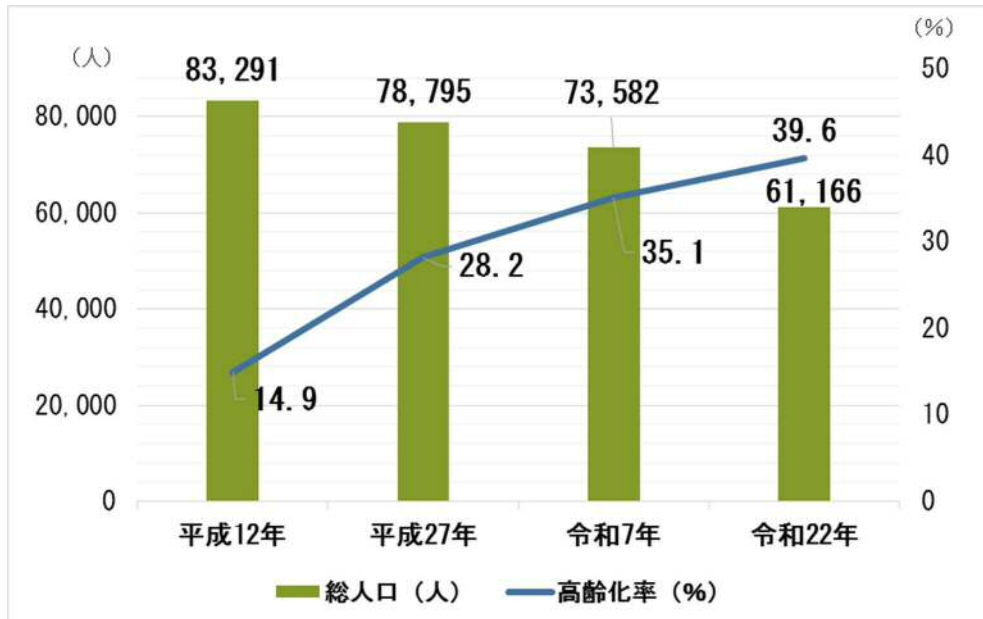
名張市には、名張市総合計画「新・理想郷プラン」に基づいて様々な部門別計画が定められています。本計画は、従来の部門別計画ではなく、教育、健康・福祉、産業等が連携し合って策定する計画であり、併せて国、県の食育推進計画との整合性を図っています。

第2章 名張市の食に関する状況

1. 人口・世帯の状況

本市の人口は、平成27年の国勢調査では78,795人で、平成12年の83,291人をピークに、その後、減少が続き、令和7年には平成27年に比べ、約5,000人の減少と見込まれています。

図1 人口の推移

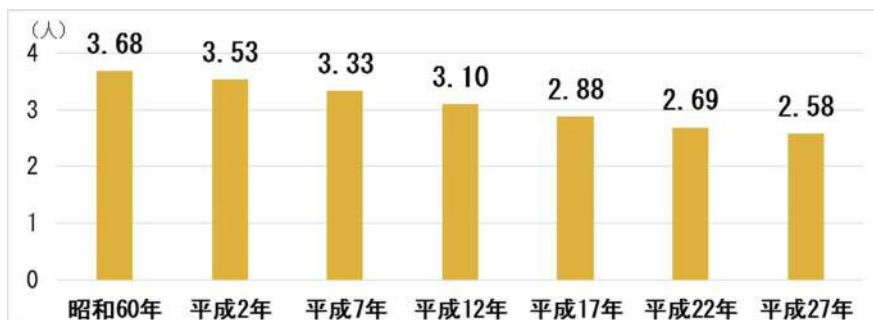


※平成12年、平成27年は国勢調査

※令和7年、令和22年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）より

また、世帯数については、核家族化、単身世帯などの増加により今後も少人数の世帯が増加する傾向が続く見込みで、1世帯当たりの世帯人員の減少傾向が続いています。

図2 世帯人員の推移



※国勢調査（総務省統計局）「世帯人員の推移」（平成27年）

本市の高齢者実態調査では、70歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの高齢者世帯は増え続けています。

表1 高齢者世帯の状況（直近5か年の推移）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増加率% (H26-H30)
70歳以上の一人暮らし	1,706	1,814	1,895	2,071	2,238	131.2
75歳以上の高齢者世帯	1,686	1,882	2,040	2,309	2,513	149.1
合計	3,392	3,696	3,935	4,380	4,751	

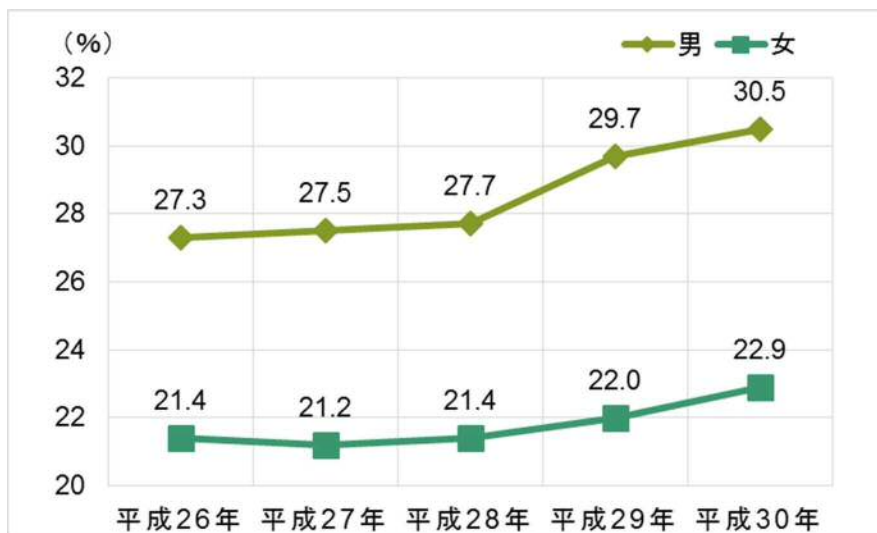
※名張市高齢者等実態調査より

今後も、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれており、孤食の防止につながる食環境の整備が必要です。

2. 健康の状況

本市の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査結果では、40歳以上の肥満者の割合は、男性が平成27年の27.5%から平成30年は30.5%、女性が平成27年の21.2%から平成30年は22.9%と増加の傾向がみられます。

図3 40歳以上の肥満者の割合（直近5か年の推移）

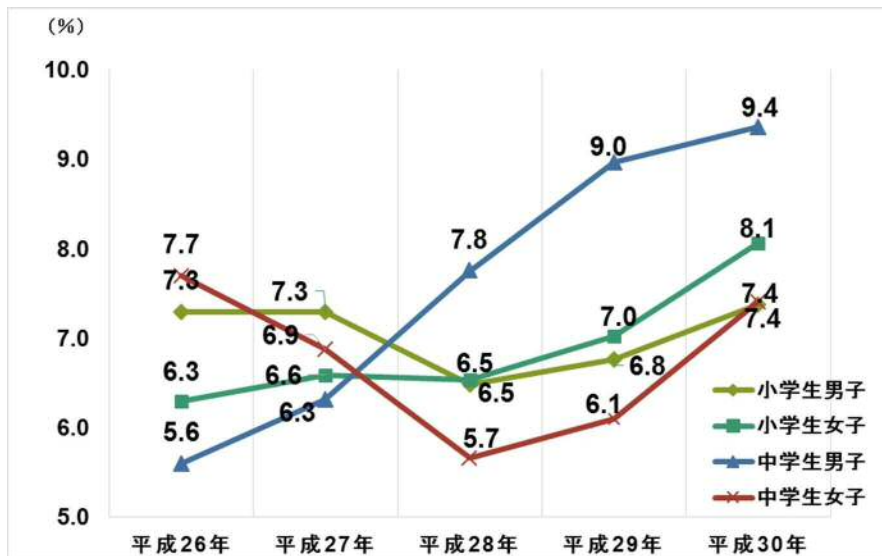


※名張市国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）が特定健診を受診したうちBMI25%以上の人の割合

また、児童生徒の肥満の状況は、変動があるものの増加の傾向を示しており、特に中学生男子に著しい増加傾向がみられます。やせ傾向については、中学生

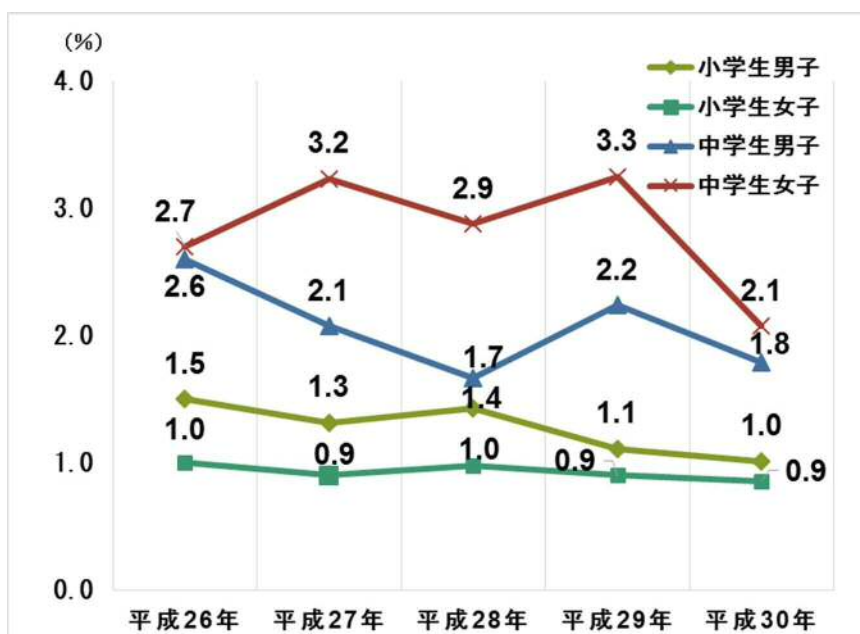
女子が平成27年の3.2%から平成30年は2.1%と減少しています。

図4 肥満傾向（肥満度+20%以上）の児童生徒の推移（直近5か年の推移）



※学校健康状態調査（肥満度+20%以上の割合）

図5 やせ傾向（肥満度-20%以下）の児童生徒の推移（直近5か年の推移）



※学校健康状態調査（肥満度-20%以下の割合）

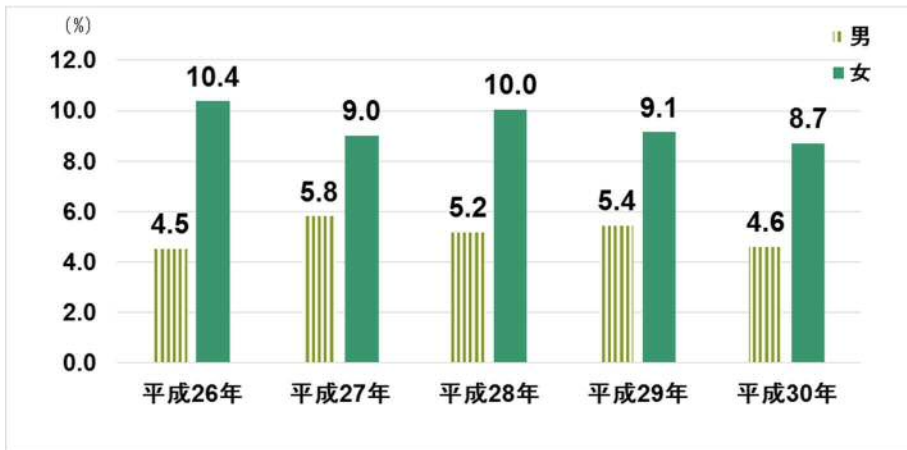
肥満は生活習慣病の発症に大きく影響しており、子どもの頃からの肥満の改善に向けた食習慣・運動習慣等の生活習慣の見直しが必要です。

名張市の65歳以上の低栄養^(※1)の人（BMI18.5以下）の割合は、平成30年は男性4.6%、女性8.7%であり、平成27年からの4年間に有意な増減はみら

れないものの、一定数の低栄養の人がいることが分かります。高齢者は低栄養に陥りやすい状況にあり、フレイル^(※2) 予防も視野に入れた取組が必要です。

- (※1) 低栄養
健康に生きるために必要な量の栄養素がとれていない状態
- (※2) フレイル
高齢者の虚弱を表し、要支援・要介護の危険が高い状態のこと

図6 65歳以上健診受診者の低栄養の割合の推移（直近5か年の推移）

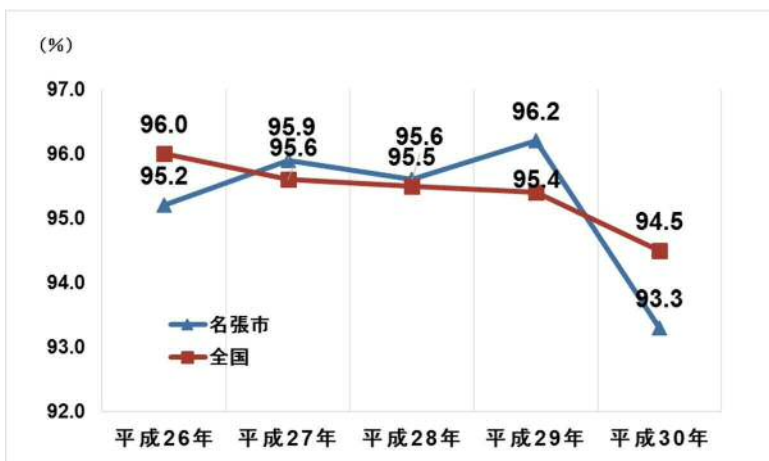


※ヘルスサポートシステム「特定健診、後期高齢者の健診結果」

3. 食生活に関する状況

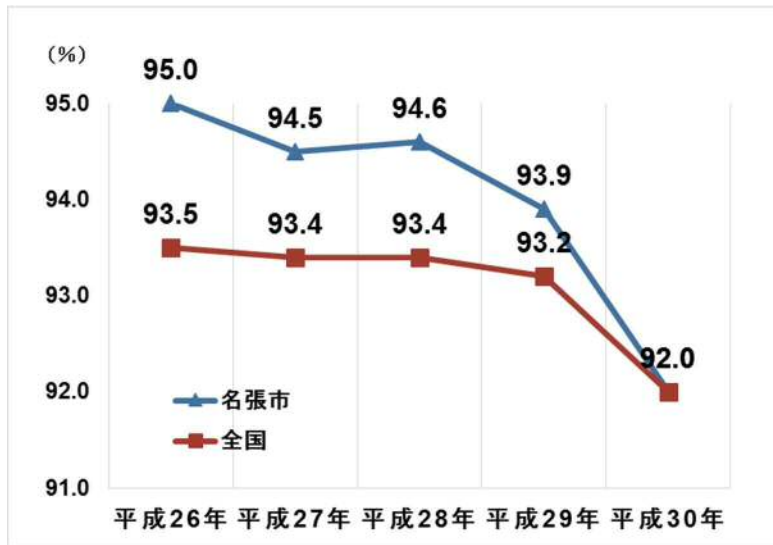
朝食を食べている本市の児童生徒の割合は、小学6年生では平成30年度93.3%、中学3年生では92.0%となり、平成27年度から減少傾向がみられます。小中学校やPTA联合会等が「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組を実施しています。今後も、その取組を継続するとともに、地域等と連携を図りながら進める必要があります。

図7 朝食を食べている児童の割合（小学6年生）（直近5年の推移）



※全国学力・学習調査（朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば毎日食べている」と回答した割合）

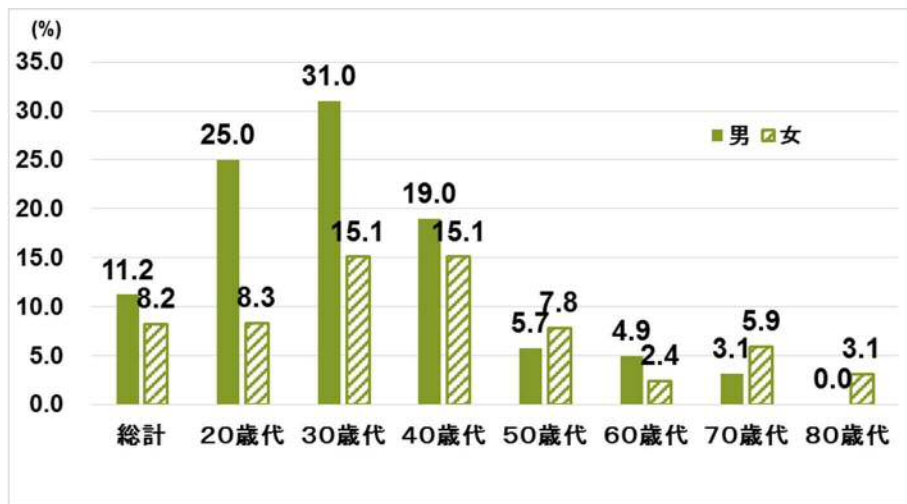
図8 朝食を食べている生徒の割合（中学3年生）（直近5年の推移）



※全国学力・学習調査（朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば毎日食べている」と回答した割合）

また、「三重県民健康・栄養調査（平成28年度）」によると、成人で朝食を欠食する人の割合は、男性の20歳代、30歳代、40歳代で高く、女性の30歳代、40歳代で高くなっています。

図9 朝食欠食率



※三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）

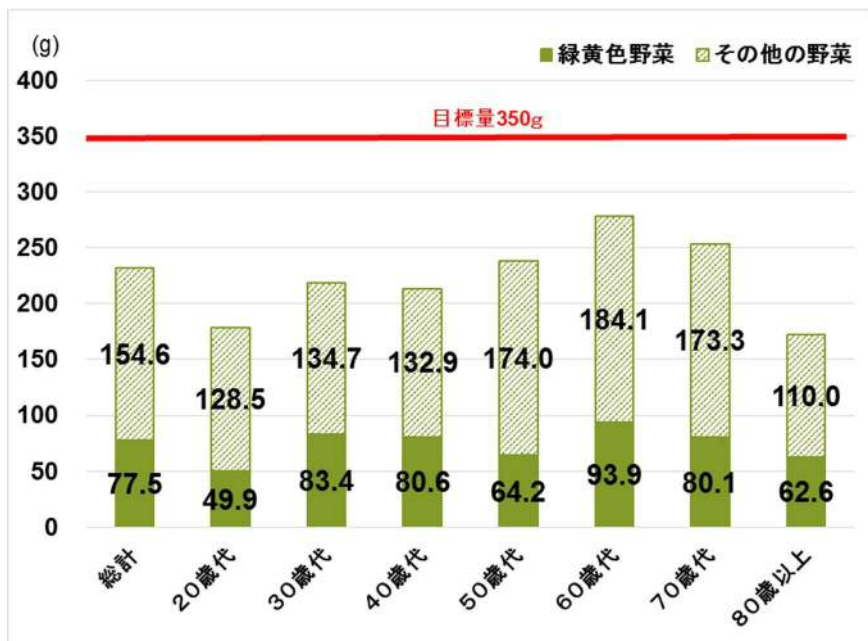
野菜摂取率は、男性258g、女性232gであり、特に女性は若い世代ほど摂取量が低い傾向がみられ、目標量350gは達成できていません。

図10 野菜摂取量（男）



※三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）

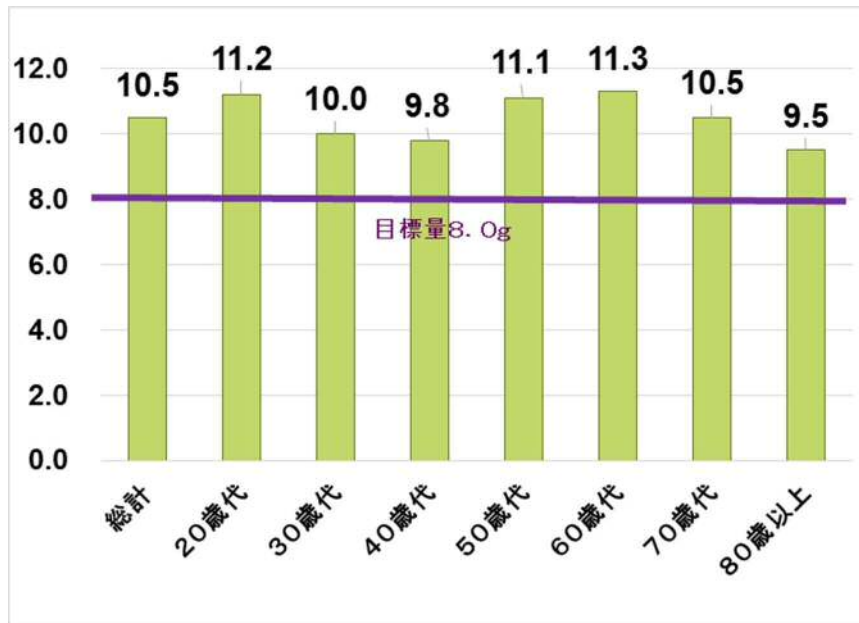
図11 野菜摂取量（女）



※三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）

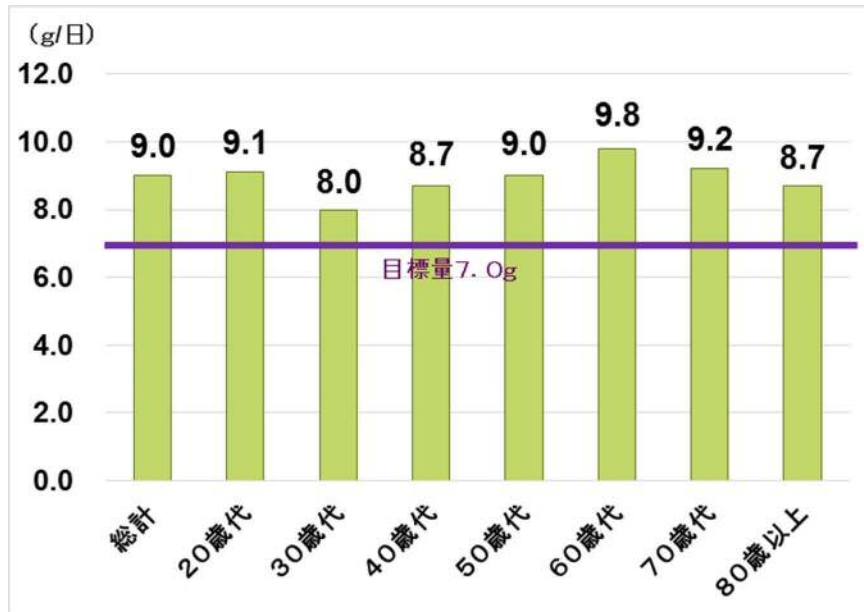
食塩摂取量は、男性10.5g、女性9.0gであり、成人男性の目標量8.0g未満を達成している人は27.8%、成人女性の目標量7.0gを達成している人は29.8%です。

図12 食塩摂取量（男）



※三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）

図13 食塩摂取量（女）



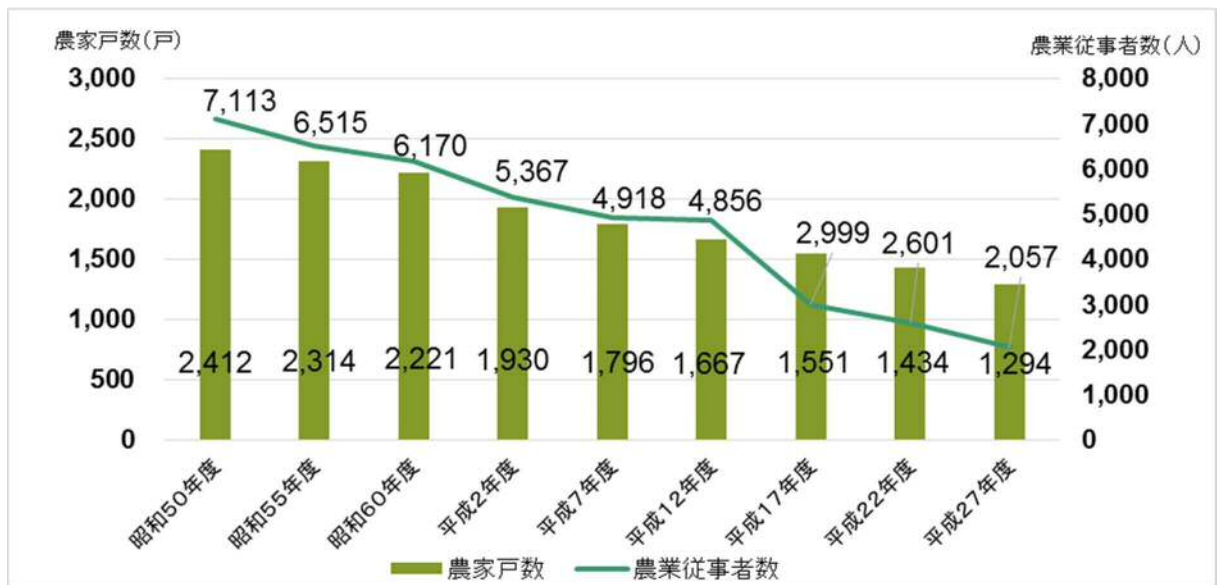
※三重県民の健康・栄養の状況（平成28年度）

健康な食生活のためには、野菜摂取量と食塩摂取量を目標量に近付ける取組が必要です。

4. 食を取り巻く状況

本市の耕地面積の大半が水田で水稻が作付けされており、良質米「伊賀米」の産地となっています。野菜については、全体の耕地面積が少ないという制約や、担い手不足などの社会情勢の変化の中で生産は減少の一途をたどり、現在は、多品目の野菜が小規模に栽培されている状況です。農業従事者数は、減少を続け、昭和50年の7,113人から平成27年には、2,025人へと減少しています。

図14 農家戸数と農業従事者数の推移



※農林業センサス

農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、1年間に自営農業に従事した者

我が国は食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への大きな負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を一層深めることが重要であり、生産から消費までの一連の食の循環を意識し、食品ロス^(※3)の削減等、環境にも配慮した食育を推進する必要があります。

食を取り巻く社会環境が大きく変化する中、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、古くから培ってきた地域の伝統的な食文化の維持、継承が困難になっているところがあります。「和食；伝統的な食文化」は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、未来に残すべき財産として認められています。郷土料理、伝統食材、食事の作法等、日本の伝統的な食文化への関心と理解を深め、保護・継承していくことが必要です。

(※3) 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄されている食品

第3章 食育を推進する施策

施策の構成図

1. 家庭における食育の推進

- (1) 健やかな心と体を育む生活習慣の形成
- (2) 豊かな食生活を送るための望ましい食習慣の定着

2. 学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等における食育の推進

- (1) 学校における食育の推進
- (2) 幼稚園・保育所（園）及び認定こども園等における食育の推進

3. 地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承

- (1) 健康寿命の延伸に向けた取組
- (2) 食の安心・安全に関する取組
- (3) 食文化の継承に向けた食育の推進

4. 生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進

- (1) 農林業体験を通じた取組
- (2) 生産者、食品関連事業者と消費者との交流に関する取組
- (3) 地産地消の取組
- (4) 観光交流の促進や農山村の活性化に関する取組
- (5) 食品ロス削減の取組

1. 家庭における食育の推進

子どものうちに、食に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく選択し、健全な食生活を確立することは、生涯にわたって健やかな心身と、豊かな人間性を育むための基礎となります。また、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは豊かな食育の原点であり、共食（トモシヨク）^(※4)は食の楽しさを実感するだけでなく、食事のマナー等の食習慣の基礎を習得する機会にもなります。

社会環境が変化し、生活環境が多様化する中で、家庭における日々の食生活を見直すとともに、食生活を含めた健やかな生活習慣を形成することができるよう食育を推進します。

（1）健やかな心と体を育む生活習慣の形成

- 朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの健やかな生活習慣の形成のため、「早寝早起き朝ごはん」の運動等を学校や地域等の協力を得ながら推進します。
- 妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、「妊産婦のための食生活指針」等を活用した栄養指導を行います。
- 「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、妊産婦や子どもに関わる多機関、多職種の保健医療従事者が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳の完了に至るまで、支援内容が異なることのないよう一貫した支援を推進します。
- 乳幼児健康相談や乳幼児健康診査等において、健やかな生活習慣の形成に向けた基本的な生活や食習慣についての指導を行います。

（2）豊かな食生活を送るための望ましい食習慣の定着

- 子どもが料理をする体験を通じて、望ましい食習慣を学び、食事を楽しむ機会を提供する活動を進めます。
- 家族等と食卓を囲み、楽しく食事をし、コミュニケーションを図る「共食（トモシヨク）」の推進に取り組みます。
- 食に関する学習や体験活動を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図ります。

（※4）共食（トモシヨク）

共食とは、一人ではなく、家族や友人など誰かと共に食事をすること。

トモシヨクとは、共食の意味を込めながら、仕事と生活の調和の実現を推進すること。

この計画では、共食をトモシヨクと読み、両方の意味を込めながら、「誰かと共に食事ができる豊かな食生活」を表します。

2. 学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等における食育の推進

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等は、子どもの食育を進めていく場として大きな役割を担っています。学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等の関係者はあらゆる機会を通じて積極的に食育の推進を図り、生涯にわたって心身ともに健やかで豊かな人間性を育む基礎となる食育の推進に努めます。また、学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等での食育は、家庭の食育への良き波及効果をもたらすことが期待できるため、子どもが食の大切さや楽しみを実感し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家庭や地域と連携しつつ取り組みます。

（1）学校における食育の推進

- 各学校では食育担当者を位置付け、校内の食育推進体制を整えるとともに、学習指導要領に基づき、学校で作成した食育全体計画・年間指導計画により食育を推進します。
- 給食や昼食の時間、家庭科・特別活動はもとより、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等を活用し、体験活動を取り入れながら食育を推進します。
- 肥満とやせが心身の健康に及ぼす影響など健康状態の改善に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別相談体制を充実させます。
- 効果的な食育推進を図るため、学校、家庭、地域、関係団体等が連携し、協力した取組を推進します。
- 栄養教諭の専門性を活用する等、食に関する指導の充実に取り組み、家庭での食習慣の定着が図られるよう、学校から家庭に食育に関する情報提供を行います。
- 食物アレルギー疾患を持つ児童に対しては、児童の実態を把握した上で、除去食対応等安全な学校給食を提供します。
- 地場産物を学校給食の食材に活用したバリっ子給食を推進することで、名張の自然、文化、産業等に対する児童の理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人たちへの感謝の気持ちを育みます。
- 学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、和食の継承を推進します。
- 中学校給食の実施に向けた取組を進めます。

（2）幼稚園・保育所（園）及び認定こども園等における食育の推進

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、各幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等で作成された食育計画に基づいて食育を推進します。
- 自ら進んで食べようとする気持ちを育てるために、食べ物への興味や関心を高める活動を取り入れます。

- 自然の恵みとしての食材や、調理してくれた人への感謝の気持ちを育むよう努めます。
- 友達と楽しく食べられるよう、和やかな雰囲気づくりを心がけます。
- 地域の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、積極的に食育を推進します。
- 子どもの発育及び発達過程に応じた食事の提供、食育の実施が行えるよう家庭や地域の協力を得ながら推進します。
- 給食献立には、旬の食材を活用し、様々な食材が味わえるようにするとともに、手作りを心がけます。
- 保護者との連携を密にし、離乳食やアレルギー対応食など子どもの状況に応じた給食の提供に努めます。また、給食試食会や献立表を通じて食に関する情報提供を行います。

3. 地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承

わが国は、世界有数の長寿国であり、さらに平均寿命の伸長が予想されており、健康寿命の延伸の実現につなげるためには、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践することが必要です。

また、健全な食生活の実践に当たっては、食品の安全性の確保は基本であり、食品の安全性を始めとする食に関する知識と理解を深めるとともに、自分の食生活について、自ら適切に判断し、選択していくことが必要です。

四季折々の食材に恵まれた日本は、長い年月をかけて、地域の伝統的な行事や作法が結びついた食文化を形成してきました。一方で食生活の多様化に伴い、地域の郷土料理や伝統料理等の食文化が次世代に十分に継承されない傾向もみられます。そこで、地域の食材を生かした郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法を受け継ぎ、地域や次世代に食文化が継承されるように、地域と連携を図りながら取組を進めます。

(1) 健康寿命の延伸に向けた取組

- ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた「日本型食生活」の実践を促進します。
- 市内の高校等と連携をとり、「日本型食生活」の実践に向けた具体的な取組の情報提供を行います。また、生徒・学生が自ら発信することで、情報拡散へとつなげる取組を支援します。
- 健康づくりを推進する計画である「健康なばり21計画」を通して、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。
- 歯と口腔の健康づくりの推進を目的とした「歯と口腔の健康づくり計画」と連動し、食育を推進します。
- 低栄養予防やフレイル予防といった高齢者の活力を維持する食育を推進します。
- 栄養成分表示を活用し、自分に応じた食品を選択できることで、減塩や肥満予防等の健康づくりを推進します。
- 地域で活動する食育の推進に関わるボランティア（「名張市食生活改善推進協議会」「名張市ボランティア楽食会」等）の活動を支援します。
- 企業等と連携をとり、生活習慣病の予防及び改善や健康づくりにつながる健全な食生活の実践に向けた取組を推進します。
- まちじゅう元気!!!リーダー、地域づくり組織等の様々な団体と、多様に連携、協働し、自然に健康になれる食環境づくりに向けた取組を推進します。

(2) 食の安心・安全に関する取組

- 生産から消費までの食べ物の循環を意識し、健康な生活や環境に配慮した適切な「食」の選択が行えるよう、食品の安全性に関する情報を提供します。

- 国・県等と連携を図り、食の安心・安全確保のための情報提供を行います。
- 安全と健康を考えた食品選択の実行に向け、食品表示について周知を図る取組を支援します。

(3) 食文化の継承に向けた食育の推進

- 料理教室や体験活動等に、郷土食や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承につなげます。
- 共食（トモシヨク）を通して、和食、食事のマナー等の食習慣が受け継がれていくように取組を支援します。
- 食品関連事業者等と連携し、名張の食文化の魅力の再発見に取り組みます。あわせて、世界の食文化やフードダイバーシティ（食の多様性）についての理解を促します。

4. 生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進

農林業体験は、自然と向き合いながら仕事をする農林業者が生産現場に消費者を招き、一連の作業等の体験機会を提供することにより、自然の恩恵を感じ、食に関わる人々の活動の重要性を認識する取組です。地域農産物に対する理解の向上や、健全な食生活への意識の向上など、様々な効果が期待できます。

地産地消の推進は、直売店や量販店での地場産物の販売、学校の給食、食品加工業での名張の農産物の利用等により、消費者は身近な場所で作られた新鮮な地場産物を入手できるだけでなく、輸送に伴うCO₂の排出が少なくなることにより環境への負荷が小さくなり、地場産物を使った料理や地域の伝統料理に触れる機会も増えます。また、農林業を身近に感じる機会が得られ「食」や「食文化」についての理解が深まることが期待できます。

食品ロスは、食品メーカー、卸売業、小売業、飲食店、家庭など様々な場所で発生しています。特に家庭から発生する食品ロス量は、全体の約半数を占めており、家庭での食品ロスの削減に取り組むことは、生ごみ発生の抑制につながるだけでなく、家計にとってもメリットがあります。生ごみの減量化・資源化の促進及び食品ロス削減に向けて、啓発活動等の取組の充実を図り環境に配慮した行動につなげます。

(1) 農林業体験を通じた取組

- 農山村地域の持つ特性や資源を活用し、農山村地域と都市住民との農林業体験等を通じた交流を支援します。
- 市民が、余暇、生きがい、教育、子育て、福祉等、様々な目的で「農」に触れ合うことができるよう、体験等の場の創出を図ります。
- 農林業作業体験希望者を受け入れている生産者の活動を支援します。
- 学校等での農林業体験学習や生産現場の見学学習の機会の充実を図ります。

(2) 生産者、食品関連事業者と消費者との交流に関する取組

- 名張の農産物やその生産活動などを広報誌、インターネットなどを活用し紹介します。
- 名張の農産物や加工品の即売会、マルシェ等のイベント開催の支援と情報発信を行い、生産者と消費者との交流の機会を図ります。
- 食品関連事業者等は、消費者と接点を有していることから、食品関連事業者等が行う健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する情報や知識の提供といった活動の取組を支援します。
- 魅力的な名張ブランドの物産品を広く消費者に紹介します。

(3) 地産地消の取組

- 市内産農産物直売所と販売農家を支援し、市民へ地場産物を提供します。また、農産物直売所等の情報を、直売所マップや広報誌、インターネットなどを活用し紹介します。

- 伊賀米、伊賀牛など名張産の品質の高い地場産物の市内での消費を促進します。
- 農産物の生産から加工、販売まで行う6次産業化の取組を支援します。
- 学校給食等に地場産物を積極的に使用します。
- 名張の農産物の情報や調理方法などを発信し、地場産物の消費につなげます。

(4) 観光交流の促進や農山村の活性化に関する取組

- 特産品である伊賀米、伊賀牛、地酒、ぶどう、お菓子などをはじめ、地元の「食」を生かした観光資源の開発に取り組みます。
- 農山村地域の多様な主体が取り組む農地、農業用施設、里山等の整備や保全活動を支援します。

(5) 食品ロス削減の取組

- イベントや環境学習等により、食品ロス削減の推進・啓発を行います。
- 小売店や飲食店等に対し、食品ロス削減の協力依頼を行います。

目標値

目標	策定時の現状 平成30年度	目標値 令和6年度
① 朝食を食べている児童生徒の割合 [全国学力・学習状況調査]朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば毎日食べている」と回答した割合		
小学6年生	93.3%	97.0%
中学3年生	92.0%	97.0%
② 学校給食に名張産食材を使用する割合 [学校給食における地場産物活用状況調査]食材数ベース	20.8%	30.0%
③ 児童生徒の肥満傾向児の割合 [学校健康状態調査]肥満度+20%以上の児童生徒の割合	7.9%	6.0%
④ 40歳以上の肥満者の割合 名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診しBMIが25%以上の人の割合	26.2%	20.0%
⑤ 特定健康診査受診率(国民健康保険) [データヘルス計画] 名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診した割合	42.4%	60.0%
⑥ 健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合 [市民意識調査]	77.8%	83.0% ※(令和4年度)
⑦ 名張 の農産物(米・果樹・野菜等)の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合 [市民意識調査]	46.6%	47.3% ※(令和4年度)

※目標値は総合計画で設定する目標値・目標年度を設定しています。

第4章 食育推進に向けた体制

1. 多様な関係者の連携・協働の強化

食育に関連する施策を行っている主体は、名張市はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、その他の食に関わる活動等の関係者、様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数となっています。

また、食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい仕組みづくりが重要になっています。

したがって、食育を推進する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努めます。

2. 積極的な情報提供

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、子どもから成人、高齢者に至るまで、市民一人ひとりによる理解と実践を促進することが何よりも重要です。

このため、ライフステージのつながりを意識しつつ、生涯にわたって大切にしたい食育の取組について、様々な機会を活用し、積極的に情報提供を行います。

また、「広報なばり」、市ホームページ、名張市公式 SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用し、食育の取組を分かりやすく情報発信します。

3. 計画の進行管理

この計画や食育の推進に関する施策を積極的に実施するため、庁内会議で実施状況を把握し、名張市食育推進会議において、計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況を確認し、効果等の評価を行います。また、状況の変化により必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。

持続可能な開発目標（SDGs）と第2次名張市ばりばり食育推進計画

食育を推進する施策	関連するSDGs					
1 家庭における食育の推進	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 			
2 学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園における食育の推進	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 				
3 地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 
4 生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	12 つくる責任 つかう責任 			

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標。

資料編

1. 名張市ばりばり食育条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 基本的施策等（第13条—第18条）

第3章 推進体制等（第19条—第22条）

附則

名張市は、自然に恵まれた地域であり、万葉の時代から続く農山村地帯が広がり、豊かな自然環境の下で生産される食料を基本に生活を営み、伊賀米、伊賀牛、伊賀酒、ぶどうなどの特産品の食文化も発展させながら、郷土の食文化を引き継いできました。

食は、命の源であり、人が生きていくためには欠かせないものです。生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには何よりも食が重要です。食は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となります。

しかし、近年、ライフスタイルや価値観が著しく変化する中、食生活やこれを取り巻く環境も変わってきています。栄養の偏り、不規則な食事等に起因する生活習慣病等の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、食の安全、食の海外依存、伝統的な食文化の衰退など様々な問題が生じています。

こうした食をめぐる環境の変化の中、私たち一人ひとりが、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝の気持ちと理解を深めるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うために食育を推進していくことが極めて重要な課題です。

特に子どもへの食育は、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

ここに本市は、食育についての基本理念を明らかにし、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、名張市（以下「市」という。）の食育推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、福祉関係者、医療関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが食を正しく学び、地域の特性を生かした食育を実践し、健康で文化的な市民生活と活力ある市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名張のめぐみ 名張の豊かな自然環境の中で生まれ、受け継がれてきた食材、環境及び人材をいう。
- (2) 食 安心安全な食生活並びに食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄及び衛生に至る広範囲な事象をいう。
- (3) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、名張のめぐみを通して心身の健康を保持増進し豊かな人間性を育むことをいう。
- (4) 地産地消 地域で生産された農林水産物及び加工品を、地域で消費することをいう。
- (5) 市民 住民登録にかかわらず、市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人をいう。
- (6) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (7) 福祉関係者 保育、介護その他の社会福祉（以下「福祉等」という。）に関する職務に従事する者及び福祉等に関する団体をいう。
- (8) 医療関係者 医療に関する職務に従事する者及び医療に関する団体をいう。
- (9) 農林水産業者 農業（畜産業を含む。）、林業及び水産業（以下「農林水産業」という。）を営む者並びに農林水産業に関する団体をいう。
- (10) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民並びに教育関係者、福祉関係者、医療関係者、農林水産業者、食品関連事業者その他食育に関わるものは、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「基本法」という。）及び次に掲げる基本理念に基づき食育を推進する。

- (1) 食が市民の心身の健康を保持増進し豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝及び理解を深めること。
- (2) 家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識の下、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会と場所を利用して相互理解を深めること。
- (3) 子どもたちに対し、心身の成長及び健康並びに人格形成に大きな影響を及ぼすことから、食育の推進に積極的に取り組むこと。
- (4) 伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図りながら、地産地消に取り組み、本市の産業振興、観光交流の促進及び農山村の活性化に資すること。
- (5) 食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、食育の推進に当たっては地域の特性を生かした施策の普及啓発に取り組み、市民等の理解を得るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会と場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会と場所を利用して教育の分野において積極的に食育の推進に努めるものとする。

(福祉関係者の役割)

第7条 福祉関係者は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会と場所を利用して福祉等の分野において積極的に食育の推進に努めるものとする。

(医療関係者の役割)

第8条 医療関係者は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会と場所を利用して医療の分野において積極的に食育の推進に努めるものとする。

(農林水産業者の役割)

第9条 農林水産業者は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の提供の重要性を認識し、農林水産業に関する様々な体験機会の提供等その他の活動を通じて消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供等食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるものとする。

(国県等との連携)

第11条 市は、国、県等と連携して、食育の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(家庭における食育の推進)

第13条 市は、家庭における食育を推進するため、情報等の提供により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう努めるものとする。

(学校、幼稚園及び保育所における食育の推進)

第14条 市は、学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制を充実するよう努めるものとする。

2 市は、子どもたちの心身の成長や健康の保持増進を図るため、食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(地域及び職場における食生活改善のための取組の推進)

第 15 条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用並びに医療関係者等による食育の普及、啓発活動の推進等がなされるよう努めるものとする。

2 市は、食に関する活動を行う民間の団体の力並びに高齢者の知識及び経験を積極的に生かし、食育の推進が図られるよう努めるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第 16 条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の相互理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

2 市は、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境と調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう努めるものとする。

(地産地消の促進)

第 17 条 市は、あらゆる機会と場所を利用して地域で生産された安心かつ安全な農産物の利用の促進が図られるよう努めるものとする。

(食文化の継承)

第 18 条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進及び発信し、これらの食文化が引き継がれるとともに観光交流の一助となるよう努めるものとする。

第 3 章 推進体制等

(食育推進計画)

第 19 条 市は、基本法第 18 条第 1 項の規定により、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、名張市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進の目標に関する事項
- (3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(食育推進会議)

第 20 条 市長は、基本法第 33 条第 1 項の規定により、食育の推進に関する施策を積極的に実施するため、名張市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に係る施策の推進に関すること。

3 推進会議は、委員 20 名以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の者
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(報告等)

第21条 市長は、推進計画を作成し、又は変更したときは、その要旨を議会に報告しなければならない。

2 市長は、毎年、食育の推進に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2. 名張市食育推進会議委員名簿

	氏名	所属
会長	磯部 由香	三重大学教育学部
副会長	松本 卓也	伊賀歯科医師会
委員	森本 恵利子	三重県地域活動栄養士連絡協議会
委員	高瀬 順子	名張市食生活改善推進協議会
委員	石本 公子	名張市ボランティア楽食会
委員	辻森 保蔵	地域づくり組織代表者会議
委員	細川 智之	名張市保育所（園）・認定こども園保護者会連絡協議会
委員	中野 昇	名張市PTA連合会
委員	宮下 健	名張市老人クラブ連合会
委員	吉井 正男	伊賀食品衛生協会
委員	藤田 佳代子	伊賀ふるさと農業協同組合
委員	井ノ上 益升	名張商工会議所
委員	鯖戸 雅晴	名張市八幡工業団地管理組合
委員	小山 和吉	名張市商店会連合会
委員	井田 彩也佳	伊賀保健所
委員	福島 雅一	名張市小中学校長会

3. 名張市食育推進庁内連絡会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市ばりばり食育条例による食育推進計画を策定するため、関係する庁内各部署の関係者による名張市食育推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会議は、名張市の食育を推進するための計画策定及び進捗管理に関することを所掌する。

(組織)

第3条 庁内連絡会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 福祉子ども部 理事（健康支援推進担当）
- (2) 福祉子ども部 医療福祉総務室長
- (3) 福祉子ども部 介護・高齢支援室長
- (4) 福祉子ども部 健康・子育て支援室長
- (5) 福祉子ども部 子ども家庭室長
- (6) 福祉子ども部 保育幼稚園室長
- (7) 地域環境部 地域経営室長
- (8) 地域環境部 人権・男女共同参画推進室長
- (9) 地域環境部 環境対策室長
- (10) 市民部 市民相談室長
- (11) 産業部 農林資源室長
- (12) 産業部 商工経済室長
- (13) 産業部 観光交流室長
- (14) 教育委員会 教育総務室長
- (15) 教育委員会 学校教育室長
- (16) 教育委員会 文化生涯学習室長

(会長及び副会長)

第4条 庁内連絡会議に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、福祉子ども部理事をもって充て、副会長は、農林資源室長、学校教育室長をもって充てる。

3 会長は、庁内連絡会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内連絡会議の庶務は、健康・子育て支援室において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

4. 名張市食育推進庁内連絡会議名簿

	所 属	氏 名	
1	福祉子ども部	福祉子ども部理事	西 嶋 知子
2		医療福祉総務室長	宮 崎 正秀
3		介護・高齢支援室長	西 山 正彦
4		健康・子育て支援室長	山 崎 美穂
5		子ども家庭室長	福 地 さおり
6		保育幼稚園室長	山 岡 尚子
7	地域環境部	地域経営室長	北 森 洋司
8		人権・男女共同参画推進室長	山 口 浩司
9		環境対策室長	海 野 隆広
10	市民部	市民相談室長	中 川 紀代美
11	産業部	農林資源室長	岩 本 靖之
12		商工経済室長	福 田 浩士
13		観光交流室長	山 下 光彦
14	教育委員会	教育総務室長	大 西 哲
15		学校教育室長	山 村 浩由
16		文化生涯学習室長	宮 前 浩幸

5. 策定過程

年月日	内容
平成31年	
3月26日	名張市食育推進会議 ・委員委嘱、計画概要等について
4月25日	第1回庁内連絡会議 ・基本施策について
令和元年	
5月24日	第2回庁内連絡会議 ・施策の展開について
6月28日	第3回庁内連絡会議 ・骨子案について
7月11日	名張市食育推進会議 ・骨子案の説明及び意見聴取
8月26日	第4回庁内連絡会議 ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（素案）について
9月12日	名張市食育推進会議 ・素案の説明及び意見聴取
10月17・25日	主管室長会議・庁議 ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について
11月12日	教育民生委員会協議会 ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について
11月18日～ 12月17日	素案に関するパブリックコメントを実施
12月26日	名張市食育推進会議 ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果について ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（案）について
令和2年	
1月9・16日	主管室長会議・庁議 ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び計画（案）について
2月7日	教育民生委員会協議会 ・第2次名張市ばりばり食育推進計画（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び計画（案）について

名張市 福祉子ども部 健康・子育て支援室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

T E L 0595-63-6970

F A X 0595-63-4629

メール health@city.nabari.mie.jp
